

事務組合格約

第1章 総則

(目的)

第1条 この事務組合は、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度を適用し、組合員である共済契約者が行うべき事務を代行し、組合員の便宜と共済の普及に寄与することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この事務組合は、「 」事務組合（以下事務組合という。）と称し、事務所を「 」に置く。

(組織)

第3条 この事務組合は、「建設業退職金共済事業本部（以下、「建退共本部」という。）」と共済契約を締結し、事務組合の規約に賛同する者をもって組織する。

第2章 組合の運営及び業務

(認定)

第4条 この事務組合は、建設業退職金共済制度に加入するにあたり、あらかじめ建退共本部から、事務組合の認定を受けるものとする。

(事業内容)

第5条 この事務組合は建設業退職金共済制度に加入し、その諸手続きを行う。

1. 共済契約の締結
2. 共済手帳の請求及び交付
3. 共済証紙の購入、貼付及び消印
4. 退職金ポイントの購入及び就労実績報告
5. 建退共本部に対する組合員の加入及び脱退等に関する報告書の提出
6. 啓発広報並びに加入の促進
7. その他事務組合として行うべき一切の業務

(備付帳簿)

第6条 この事務組合は、次の帳簿を備え付けるものとする。

1. 建設業退職金共済事務受託簿
2. 共済手帳受払簿（委託者別）
3. 共済証紙受払簿（総括）赤・青
4. 共済証紙受払簿（委託者別）

第3章 加入及び脱退

(加入)

第7条 この事務組合に加入しようとする者は、所定の加入申込書に必要事項を書き入れ申し込むものとする。

(脱退)

第8条 この事務組合から脱退しようとする者は、脱退届を提出する。脱退届の提出後は、この組合に関しての一切の権限を失う。

(統制)

第9条 この事務組合の統制を乱す等、組合員としてふさわしくないと認められた者は、除名することができる。

第4章 機関及び役員

(会議)

第10条 この事務組合の会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とする。通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会及び役員会は組合長が必要と認めるときこれを招集する。

(決議事項)

第11条 総会では、次の事項を行う。

1. 規約の変更
2. 収支予算及び決算の承認
3. 役員を選任
4. その他組合長または役員会で必要と認めた事項

(議長)

第12条 総会の議長は、組合長がこれに当たる。

(議事)

第13条 総会の議事は、出席者の過半数を以って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会)

第14条 役員会は、組合長が招集し、次の事項を行う。

1. 総会に提出すべき議案
2. 総会より委任された事項
3. その他役員会に於いて必要と認めた事項

(役員)

第15条 この事務組合に、次の役員を置く。

組合長 1名 副組合長 若干名 会計 1名

(役員資格)

第16条 組合長は、この事務組合を代表し総理する。副組合長は、組合長を補佐し組合長に事故があるときは、その職務を代理する。会計は、事務組合の会計業務を司る。

(役員任期)

第17条 役員任期は、1年とし再任をさまたげない。役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を遂行する。補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会計

(経費)

第18条 この事務組合の経費は、負担金、その他の収入をもって充当する。

(共済掛金)

第19条 建設業退職金共済制度に係る共済掛金は、事業主負担とする。

(会計年度)

第20条 この事務組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は令和 年 月 日から施行する。

(2021.12.27)